

平成 24 年 12 月 12 日

島田紳助氏・講談社の訴訟について第一審判決のお知らせ
(平成 23 年 9 月 26 日発売の週刊現代掲載記事について)

ファンのみなさま
関係者 各位

吉本興業株式会社
代表取締役 大崎 洋

島田紳助氏が、平成 23 年 9 月 26 日付発売の週刊現代に掲載された「現役暴力団たちが明かす『深コワイ話』」、「『紳助事件』極道たちはこう見ている」等と題する記事に関して、株式会社講談社（代表取締役：野間省伸）及び同誌の編集長である鈴木章一氏に訴訟提起していた事件について、本日、東京地方裁判所において、島田紳助氏勝訴の判決が言い渡されました。

本件は、弊社が直接の当事者となった事件ではございませんが、島田氏が弊社に所属していた時期に関連した事柄に関する記事が争われた訴訟であり、また、本訴訟の結果は、弊社の社会的評価にもかかわることでもありますので、以下のとおりご報告いたします。

同記事は、島田氏が、暴力団の「企業舎弟」ないし「フロント企業」であるとの事実摘示ないし論評をしていたものでありますが、裁判所は、上記記事が島田氏の名誉を棄損するものであると認めたとえ、株式会社講談社及び鈴木章一氏に対して、島田紳助氏に 110 万円の損害賠償を支払うこと等を命じました。

弊社としては、本件のような重大な名誉棄損にも関わらず、請求の認容金額が上記の程度にとどまった点は残念ではありますが、判決において講談社らの法的責任が認められた点については、適切にご判断をいただいたものと考えております。

講談社は、「本件記事は、あくまで、暴力団構成員の島田氏に対する見方を報じたものであり、これを前提に編集部としての意見又は論評を表明したものであり、名誉棄損が成立しない」旨の主張を行い、これを前提に、本件記事の真実性や真実と信じるに相当な理由があった旨の主張は不要であるとの訴訟方針を有していたようですが、上記主張は裁判所から一蹴されております。今後は、上記のような苦し紛れの主張を行うのではなく、堂々と、自らの掲載した記事の事実関係が正しいものであると主張できるだけの正当な取材、根拠に基づいた記事を掲載してもらいたいと考え、株式会社講談社及び同社社長である野間省伸氏に対して、再度、厳重に抗議いたします。

また、今後、このような名誉棄損記事を掲載することがないよう、体質・体制の改善と掲載記事の質の向上を強く求めます。

弊社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけいたしておりますが、何卒、ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以 上